

平成29年度 延長保育事業の利用について

保育の必要量に応じた利用時間【保育標準時間認定（7:15～18:15）、保育短時間認定（8:30～16:30）】を超えて保育を希望される場合は、「延長保育」となります。利用を希望される場合は、別途、延長保育申込書を各保育所（町立保育所の場合はこども課でも可）に提出してください。

【保育の利用時間と延長保育時間】

7:15	保育標準時間認定（11時間） 【7:15～18:15】			18:15	19:15
	延長保育 【②ア】 （有料）	保育短時間認定（8時間） 【8:30～16:30】	延長保育 【②イ】 （有料）		延長保育 【①】 （有料）
7:15	8:30		16:30	18:15	19:15

(1) 延長保育の利用時間

- ① 開所時間を超える延長保育【対象者：保育標準時間認定，保育短時間認定】
18時15分～19時15分〔1時間〕
- ② 開所時間内の延長保育【対象者：保育短時間認定】
 - ア. 利用時間前：7時15分～8時30分〔1時間15分〕
 - イ. 利用時間後：16時30分～18時15分〔1時間45分〕

(2) 利用形態

- ① 月単位利用・・・利用時間を固定し、事前に利用申込みを行い、1ヶ月単位で利用する形態。（申込みをされた場合、利用の有無に関わらず料金がかかります。）
- ② 臨時利用・・・臨時的に1時間単位で利用する形態（事前連絡等は必要）

(3) 延長保育時間の計算方法

「保育短時間認定」の利用時間は、利用時間前【②ア】と利用時間後【②イ】の合計時間とします。なお、1時間に満たない場合は、1時間とします。

(4) 利用料金（1時間あたり）

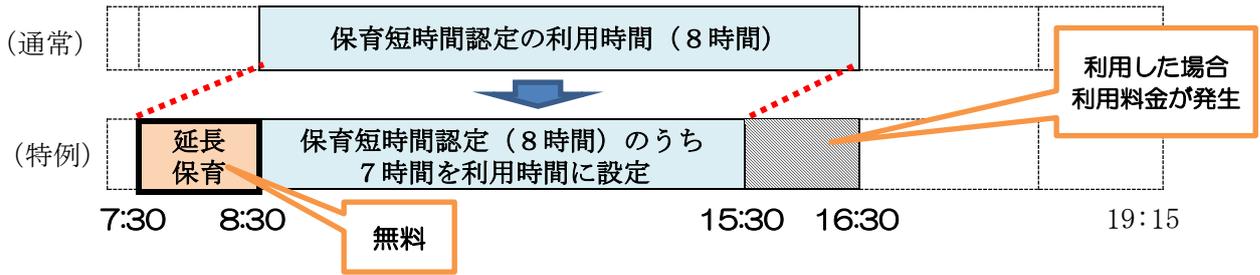
月単位利用（月額）	臨時利用（1時間）
3,000円（第2子：2,000円）（第3子以降：1,000円）	500円（第2・3子以降も同額）

(5) 利用料金の特例

「保育短時間認定」に限り、月単位利用の延長保育の利用申込み時に、開所時間内で延長保育として利用する時間分（30分単位）だけ、短時間認定の利用時間を短縮させた利用時間を設定した場合、その時間分の延長保育料は無料とします。（設定できる時間は1つのみで、7:30～9:00までに登園するように設定する必要があります。）

なお、設定した時間を越えた場合は、短時間認定の利用時間内であっても、延長保育の臨時利用料金に準じた利用料金が発生します。（詳しくは裏面のイメージ図をご覧ください）

【延長保育利用料金の特例の時間設定イメージ図】



(6) 申し込み先

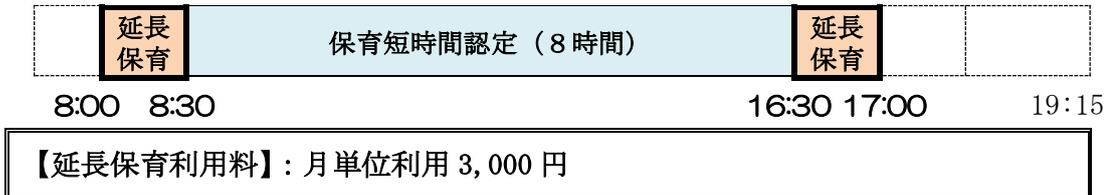
- ◆私立保育所：各保育所（園）に直接申し込み下さい。
- ◆公立保育所：各保育所又はこども課

(7) 延長保育利用料の支払い先

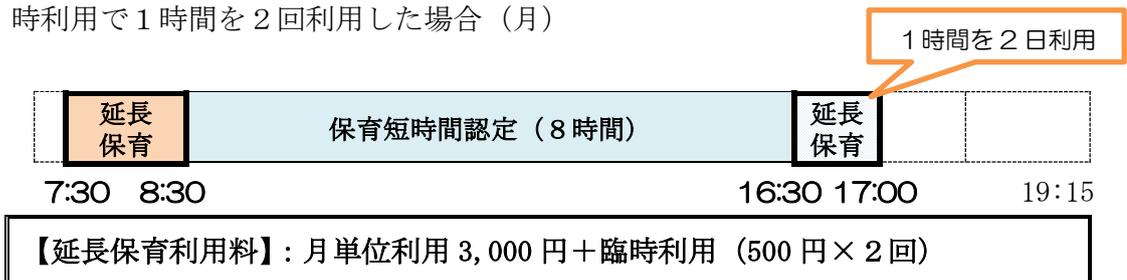
- ◆私立保育所：各保育所（園）
- ◆公立保育所：月単位利用は保育料と一緒に徴収，臨時利用は各保育所

【利用イメージ】

- ① 保育短時間認定者が利用時間前（②ア）30分と利用時間後（②イ）30分を月単位で利用した場合（月）



- ② 保育短時間認定者が利用時間前（②ア）1時間を月単位で，利用時間後（②イ）を臨時利用で1時間を2回利用した場合（月）



- ③ 保育短時間認定者が，利用料金の特例を活用し，利用時間前（②ア）1時間を月単位で利用したが，設定利用時間を30分超えた日が2日あった場合（月）

【利用料金特例の設定時間：7:30～15:30】

